

扶養手当支給細則

〔平成16年 4月 1日
規程第 38号〕

一部改正 令和 2年 3月 9日

一部改正 令和 6年 3月 25日

(総則)

第1条 扶養手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(扶養親族の範囲)

第2条 職員給与規程第12条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当（扶養手当と同様の趣旨で支給されるもの）の支給の基礎となつている者

二 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

ア 年額とは、必ずしも暦年による年額をさすものでなく、将来にわたつての1年間の所得とする。

イ 給与所得、事業所得、不動産所得等の断続的に収入のある所得をいい、退職所得、一時所得等一時的な収入による所得はこれに含まれない。

ウ 所得の金額の算定は、課税上の所得の金額の計算に関係なく、扶養親族として認定しようとする者の年間における総収入金額によるものとする。ただし、事業所得、不動産所得等で、当該所得を得るために人件費、修理費、管理費等の経費の支出を要するものについては、明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費の実額を控除した額によるものとする。

三 重度心身障害者の場合は、心身の障害の程度が終身労務に服することができない程度でない者

2 職員が配偶者、兄弟姉妹等と共同して同一人を扶養している場合には、その扶養を受けている者（前項に掲げる者に該当する者を除く。）については、主として職員の扶養を受けている場合に限り、認定することができる。

3 職員が別居している父母等を送金等によって扶養している場合には、職員の送金等の負担額が、当該父母等の所得以下の額であっても、当該父母等の全収入（父母等の所得及び職員その他の者の送金等による収入の合計）の3分の1以上の額であるときには、認定することができる。

4 職員が育児休業期間中の配偶者について扶養している場合についての所得見込額の算出については、次に掲げるとおりとする。

一 育児休業期間開始から向こう1年間の所得見込みを算出し、扶養認定の可否を判断する。

二 前号で「扶養認定されなかった者」については、育児休業手当金（子が1歳に達す

る日までの100分の30支給分)の支給が終了した日の翌日から向こう1年間の所得見込みを算出し、扶養認定の可否を判断する。

(届出等)

第3条 職員給与規程第10条第5項の規定による届出は、別に定める様式の扶養親族届により行うものとする。

2 同条6項の「届出を受理した日」とは、届出を受け付けた日をさすものとする。ただし、職員が遠隔地等にあつて届出書類の送達に時日を要する場合には、実際に発送した日をもって届出を受理した日とする。

また、「届出15日の計算」は、その事実が生じた日の翌日(その事実が午前零時に生じたときはその日)から起算し、15日目が休日に当たるときは、その翌日まで延長される。

3 災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が前々項(平成28年改正職員給与規程附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出を行うことができないと認められる期間は、前項(職員給与規程第10条第7項において準用する場合及び平成28年改正職員給与規定附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の「15日」の期間に含まないものとする。

(認定)

第4条 機構長は、前条に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定するものとする。

2 機構長は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を、別に定める様式の扶養手当認定簿に記載するものとする。

3 機構長は、第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

	事 由	書 類 1	書 類 2
扶 養 親 族 た る 要 件 を 具 備 す	婚 姻	結婚式案内状又は婚姻の申立書	住民票記載事項証明書等(収入がある場合には、所得証明書。)
	出 生	配偶者が就職している場合は、就職先での扶養していないという証明書	母子健康手帳の写等
	弟妹扶養		住民票記載事項証明書等
	父母及び祖母	年金受給者は年金証書の写	住民票記載事項証明書等

るに 至った 場合	重度心身障害者	医師の診断書及び身体障害者手帳の写	住民票記載事項証明書等
	採用		住民票記載事項証明書等
	親族の離職	離職が証明できる書類	住民票記載事項証明書等(ただし、従前に扶養認定されていた場合は不要)
	扶養者の変更	扶養の実情に関する申立書	住民票記載事項証明書等
扶養親族たる要件を欠くに至った場合	扶養親族の就職	採用辞令の写、健康保険証の写のいずれか1点	
	死亡	死亡診断書、埋(火)葬許可書、機構内の悲報通知のいずれか一点	
	扶養者の変更	扶養の実情に関する申立書	

- 注意 1 扶養親族たる要件を具備するに至った場合において、年金以外の所得がある者については、所得証明書又は給与明細書を添付すること。
- 2 職員が父母及び祖父母と別居している場合は、戸籍謄本及び別居の扶養親族への送金等の実情に関する申立書(弟妹全員分)を添付すること。
- 3 上記事由以外で扶養親族たる要件を具備するに至った場合、又は欠くに至った場合は扶養事実を証明するに足る書類のほか個々の具体的事例により必要と認める証明書を提出させるものとする。

(事後の確認)

第5条 機構長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が職員給与規程第12条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認できるものとする。この場合においては、前条第3項の規定を準用する。

2 機構長は、職員に対し、少なくとも毎年度1回、この条の規定による届出に関し注意を喚起するものとする。

(その他)

第6条 この細則の実施に関し必要な事項は、機構長が定める。

附 則
この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この細則は、令和6年4月1日から施行する。